

ビジネス関連発明の権利取得について

特許庁 審査第四部 審査調査室



1

ビジネス関連発明の概要

2

ビジネス関連発明の特許出願動向

3

ビジネス関連発明の利活用

4

ビジネス関連発明の特許取得の留意点

5

ビジネス関連発明の海外での審査実務

1

ビジネス関連発明の概要

2

ビジネス関連発明の特許出願動向

3

ビジネス関連発明の利活用

4

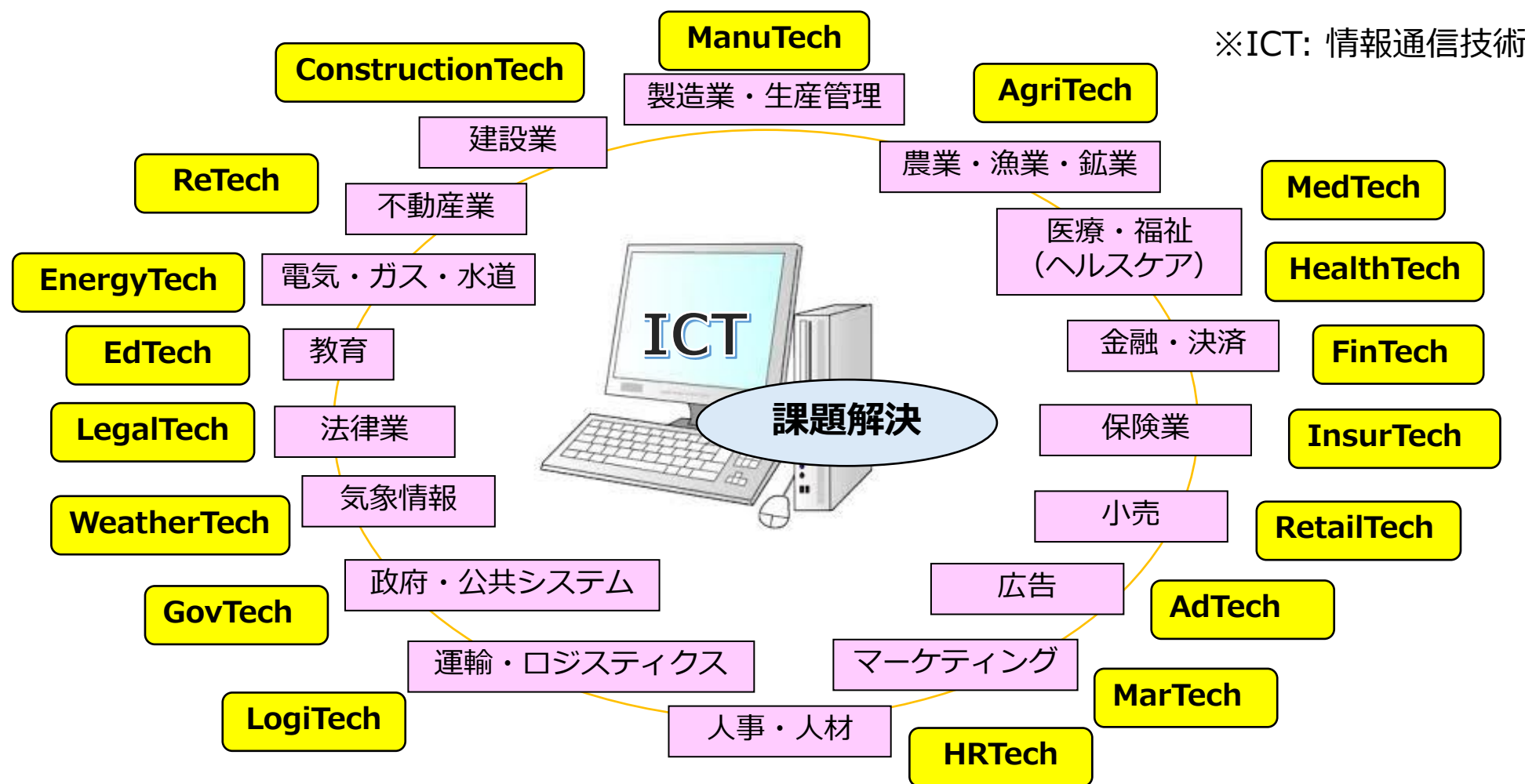
ビジネス関連発明の特許取得の留意点

5

ビジネス関連発明の海外での審査実務

ビジネス関連発明とは

- 様々な業種におけるビジネス上の課題をICTによって解決する発明



ビジネス関連発明の例①

- 株式会社FiNC Technologies（ヘルステック・スタートアップ）

HealthTech

- 歩数、体重、睡眠などのデータから、AIが個々人に助言
- 自動記録体組成計の提供、専門家の助言、提携ジムの優待利用などを組み合わせ、健康管理を支援

【特許6010719号】（2015/7/31出願、2016/9/23登録）

- パーソナライズ健康アドバイスAI特許
個々人の生活習慣に合わせて適切に回答



ビジネス関連発明の例②

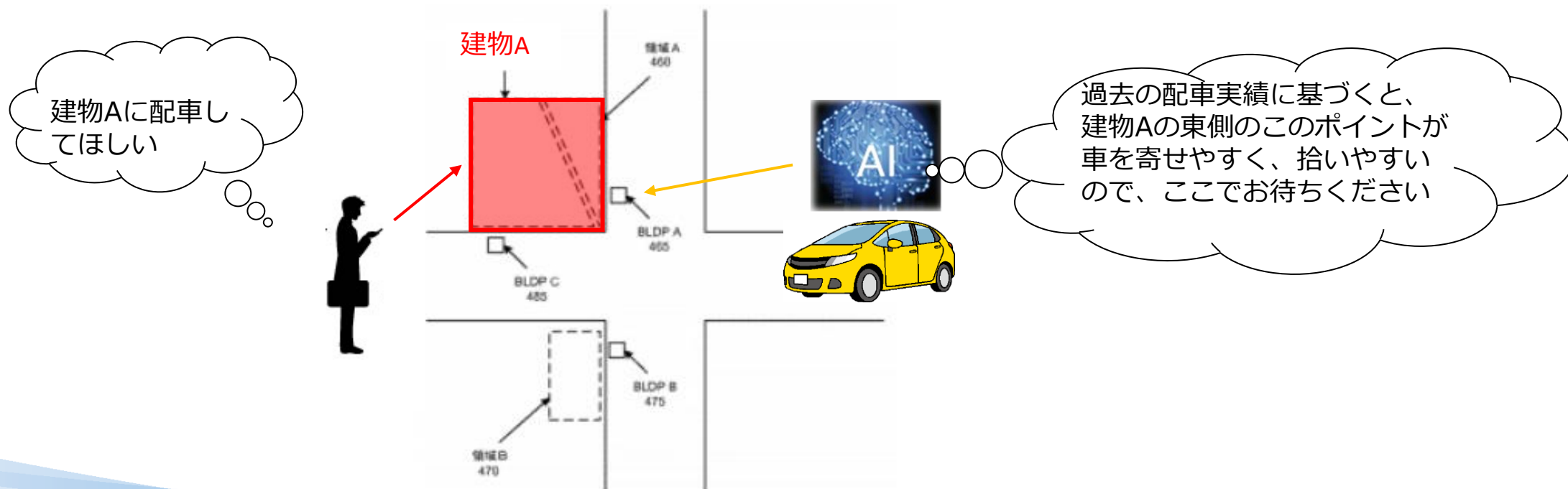
- Uber Technologies Inc. (配車ビジネス)

LogiTech

- スマホから2タップで配車できる洗練されたユーザインターフェイス
- 所要時間、概算料金、現在位置の表示から運賃の支払いまでスマホで完結

【特許6619797号】（2015/8/4出願、2019/11/22登録）

- 配車アプリで適切な乗車位置を表示する技術
- 過去のユーザの乗車位置を記録、交通状況から適切と思われる乗車位置を推薦



ビジネス関連発明の例③

ここもポイント：
早期審査制度を活用し、出願から2月で権利化

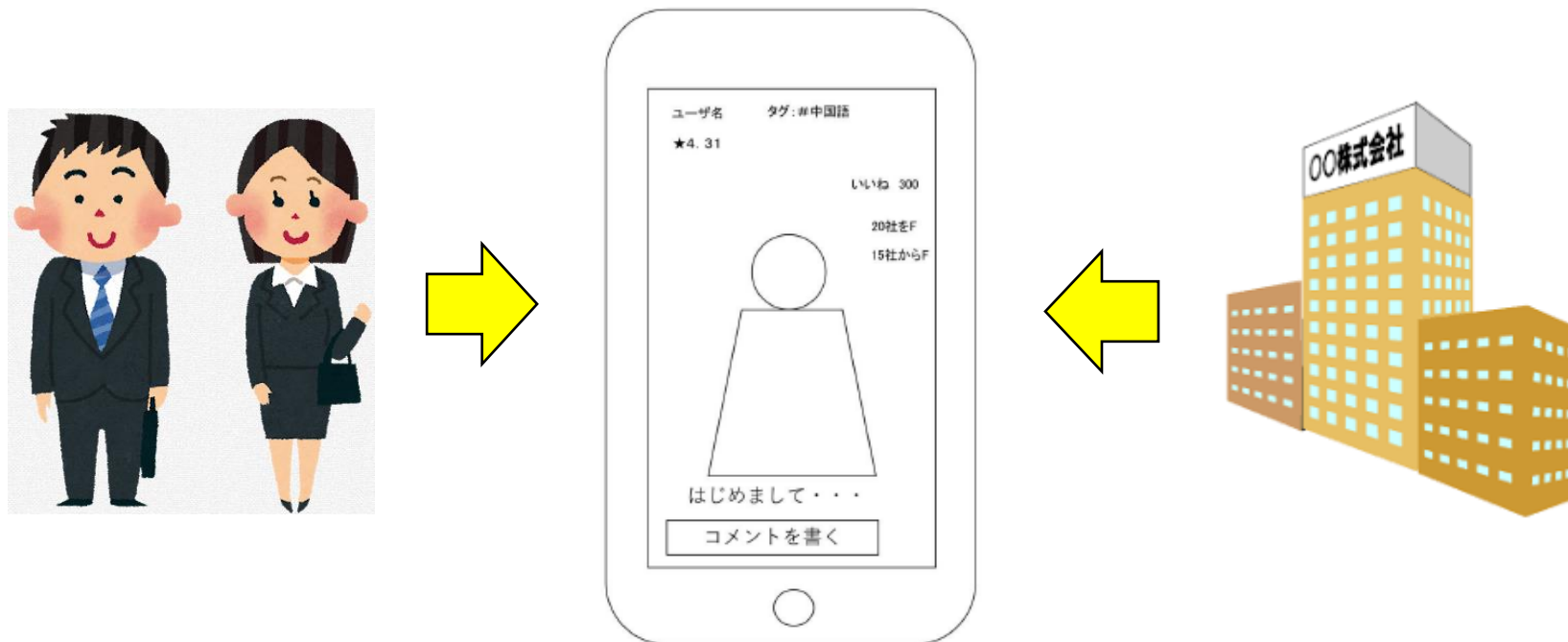
HRTech

- 株式会社ビデオマッチング

【特許6480077号】（2018/12/25出願、2019/2/15登録）

- 求職者（学生）と求人者（企業）が、それぞれ自己（自社）アピール動画をアプリ上に公開
- 両者が双方向にアプローチ可能なマッチングアプリ

【図6】



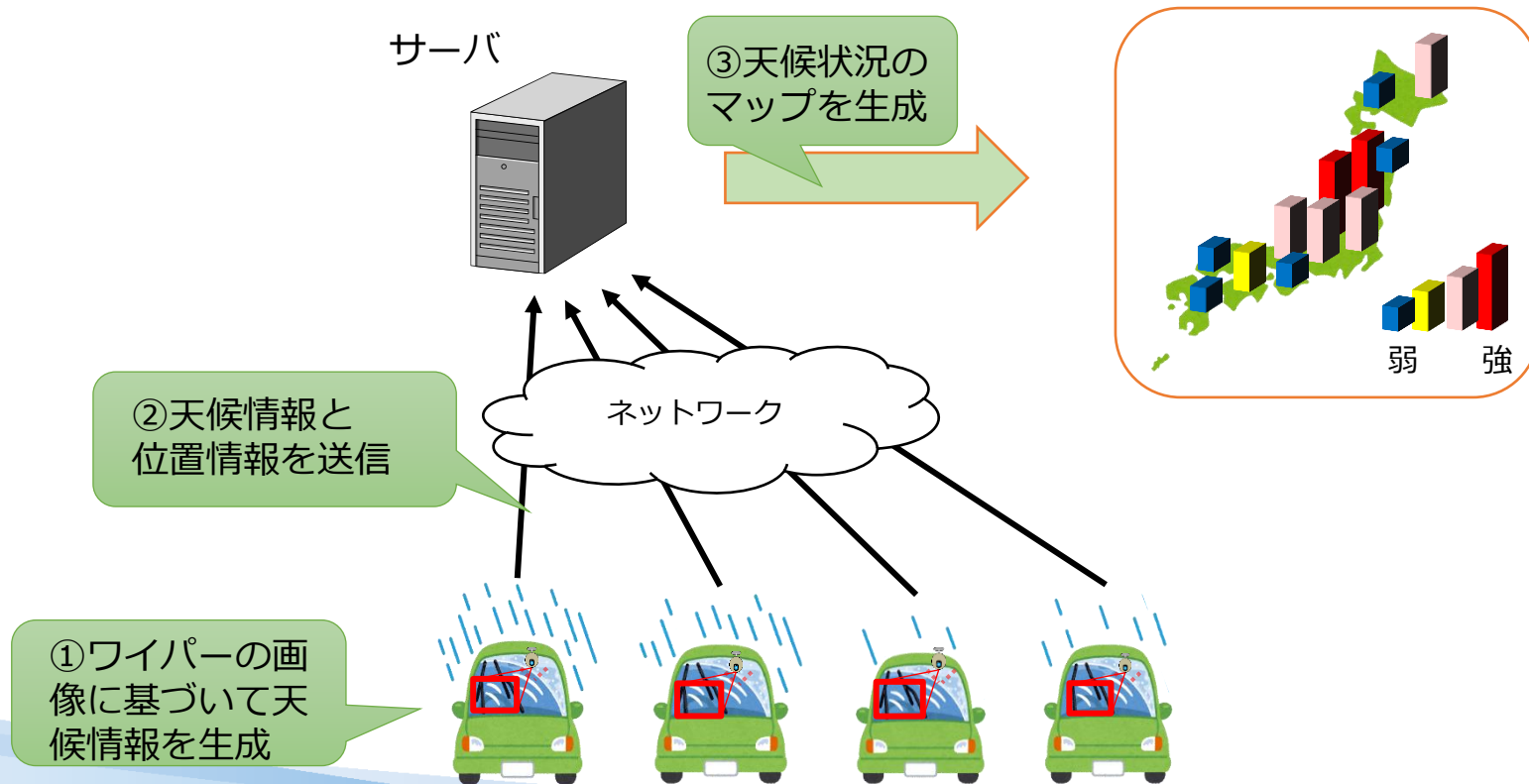
ビジネス関連発明の例④

WeatherTech

- パイオニア株式会社

【特許6064045号】（2013/6/11出願、2016/12/22登録）

- 移動体のワイパーの画像に基づいて、天候情報を生成し、位置情報とともにサーバへ送信
- サーバは、天候情報及び位置情報を基に、天候状況のマップを生成



1

ビジネス関連発明の概要

2

ビジネス関連発明の特許出願動向

3

ビジネス関連発明の利活用

4

ビジネス関連発明の特許取得の留意点

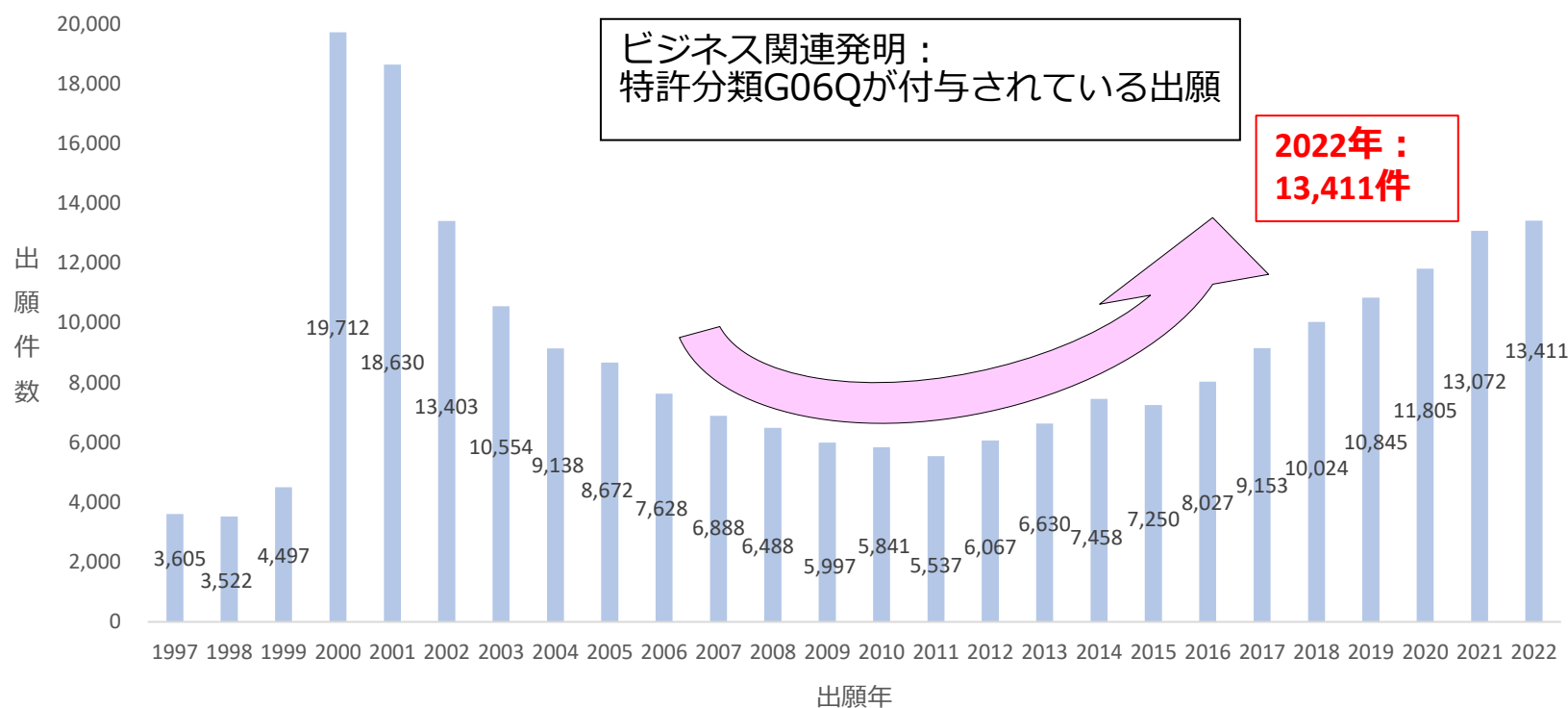
5

ビジネス関連発明の海外での審査実務

ビジネス関連発明の出願動向

- 米国でのビジネス関連発明をめぐる判決などの影響により、日本において2000年頃にビジネス関連発明の出願ブームともいえる状況が生じた
- その後、出願件数は減少を続けるが、**2011年を底に増加**に転じ、2018年以降は**10,000件超**の出願

国内全体のビジネス関連発明の出願件数推移

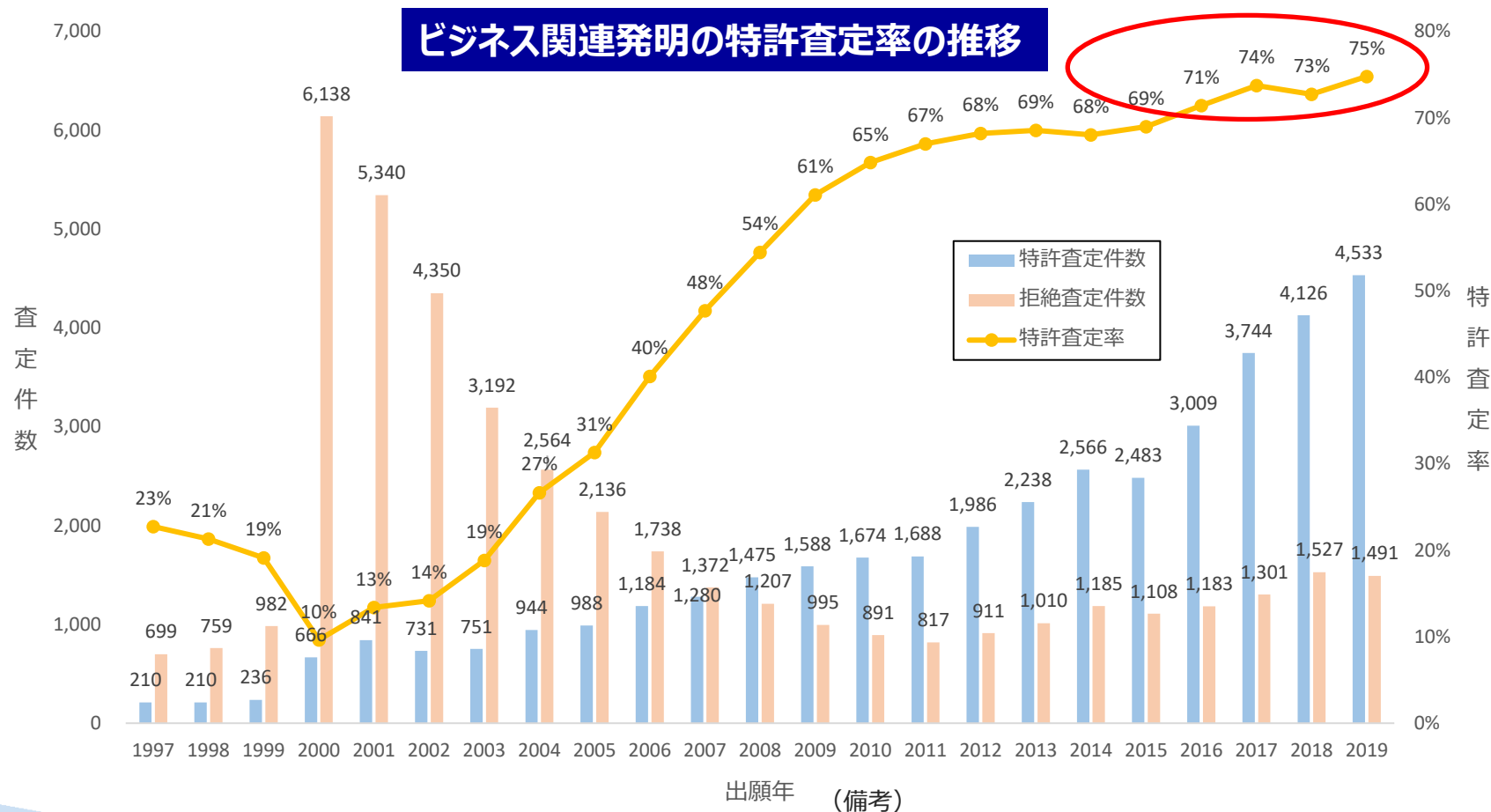


ビジネス関連発明の最新動向を特許庁ホームページにて公開

https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/biz_pat.html

ビジネス関連発明の出願動向（特許査定率は近年安定）

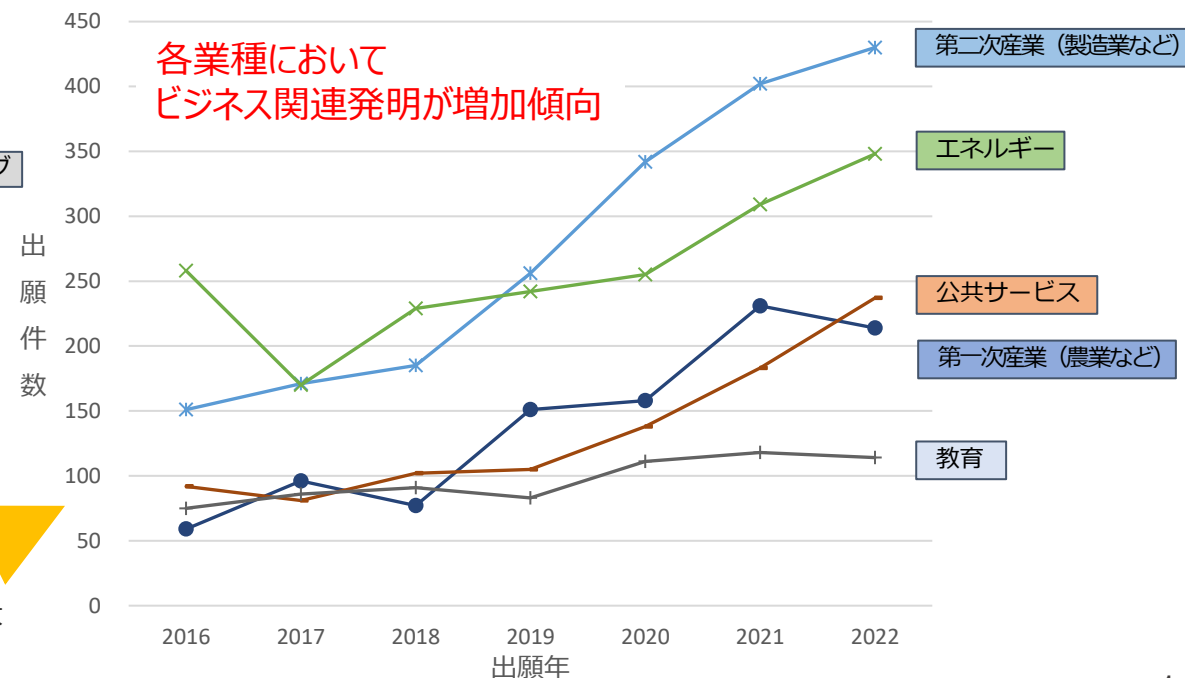
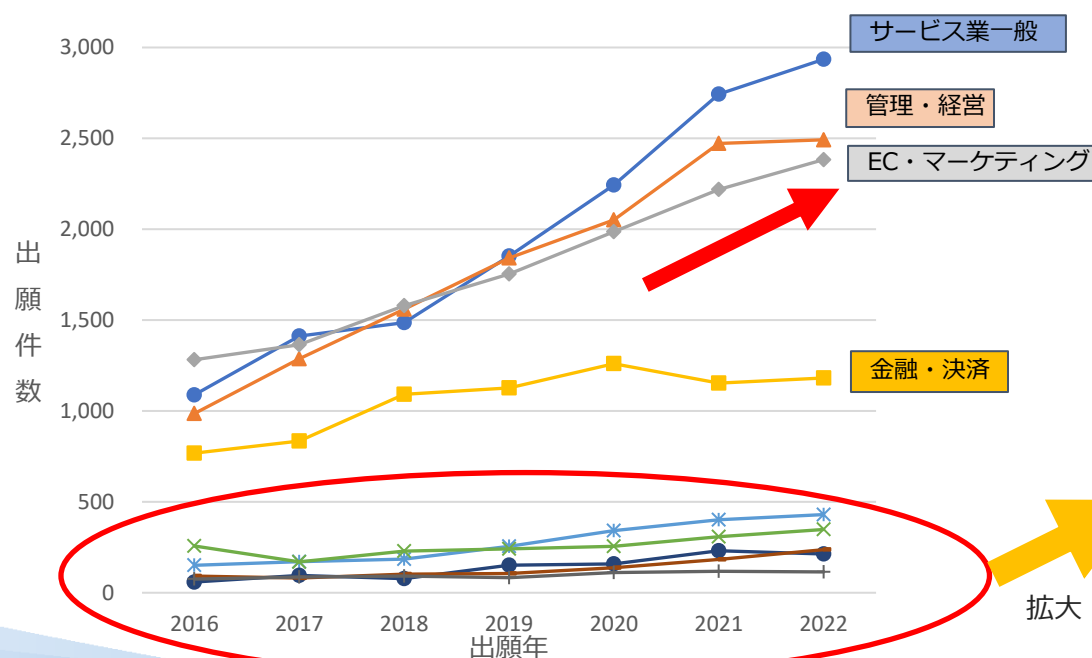
- 特許査定率、特許査定件数ともに、2000年時から大幅に上昇
- 近年の特許査定率は技術分野全体の特許査定率と同程度の70%前後で推移



ビジネス関連発明の出願動向（分野別）

- 上位3分野の伸びが目立つ
 - (1) サービス業一般（各種の情報サービス）
 - (2) 管理・経営（社内業務システム、生産管理、在庫管理、プロジェクト管理、人員配置など）
 - (3) EC・マーケティング（電子商取引、オークション、マーケット予測、オンライン広告など）
- 続いて伸びが目立つのは、「金融・決済」（フィンテック、スマホ決済など）

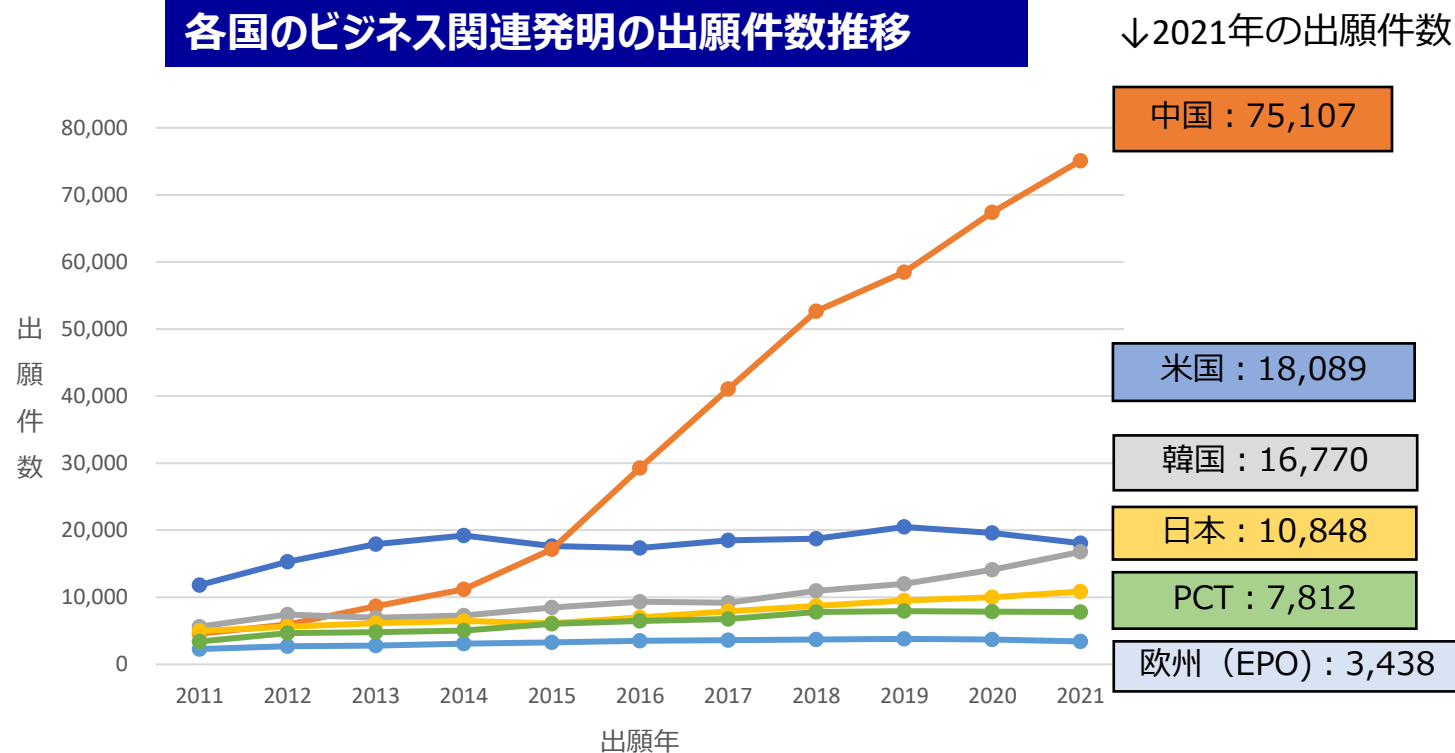
分野別ビジネス関連発明の出願件数



ビジネス関連発明の出願動向（国際動向）

- 全世界的に出願件数は増加傾向であり、近年は**中国への出願件数が急増**
- 米国への出願件数は2014年から2015年の減少以降、概ね**2万件弱で推移**
 - 2014年のAlice最高裁判決の影響
 - 2019年1月に審査ガイダンス改訂（ビジネスモデル関連発明の審査の予見性が向上）
- 欧州への出願件数は五庁で最小

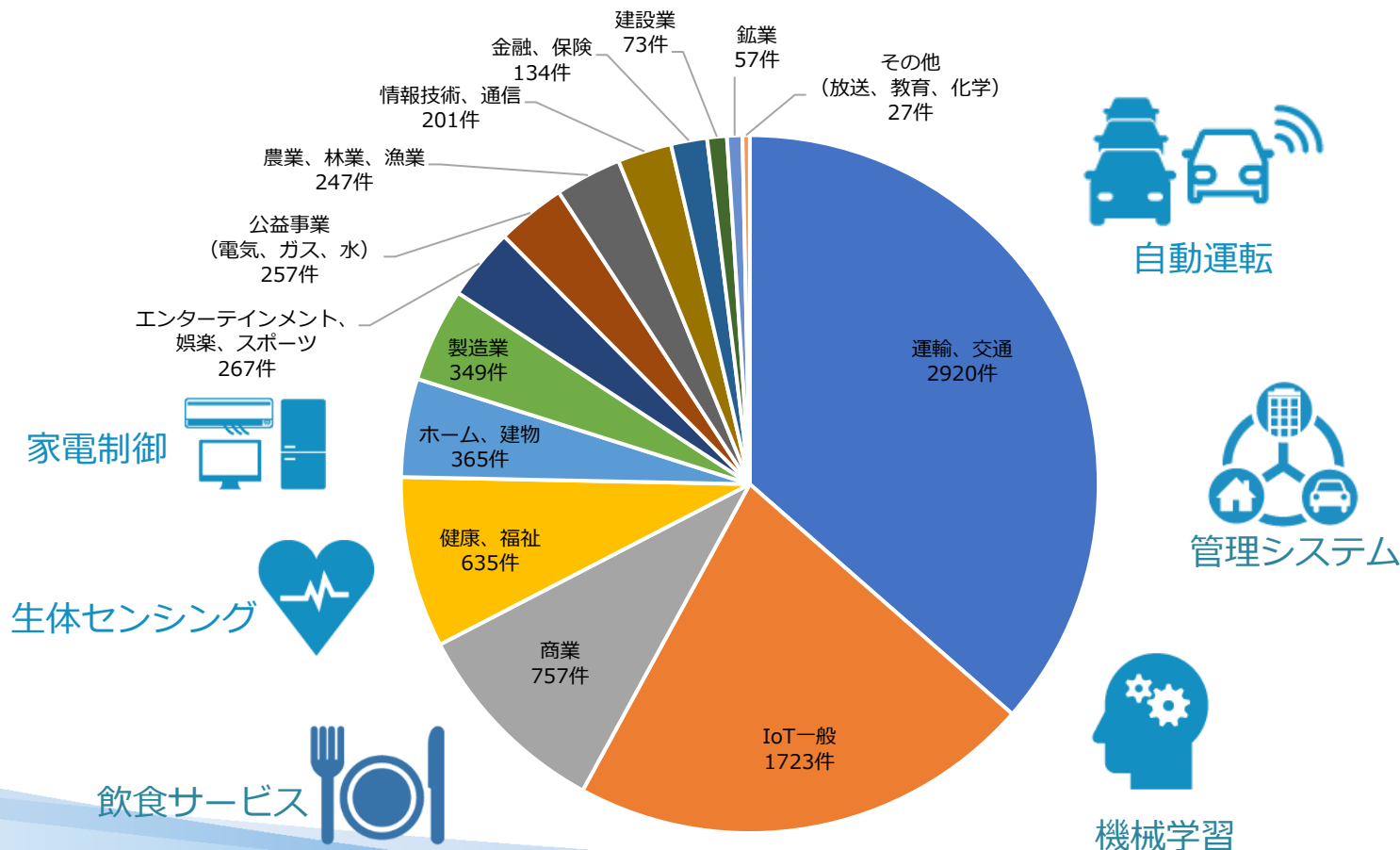
各国のビジネス関連発明の出願件数推移



（出典）WIPO PatentScopeにて検索。
なお、データベースの相違により、
日本の出願件数は他のデータとは一
致しない。

IoT特許分類G16Yの付与状況

- 2016年、IoT関連技術を網羅的に抽出可能な特許分類ZITを世界に先駆けて新設。
さらに2017年、細分化。⇒ 先行技術文献調査の充実、研究開発の促進
- 国際標準化に向け五庁に提案 ⇒ 2020年1月にIoT関連技術に関する新IPC「G16Y」が発効。
- FIのサブクラスG16Yを2020年4月に新設。これまでに付与したZITはG16Y10以下に機械的に移行。



付与が目立つ下位分類

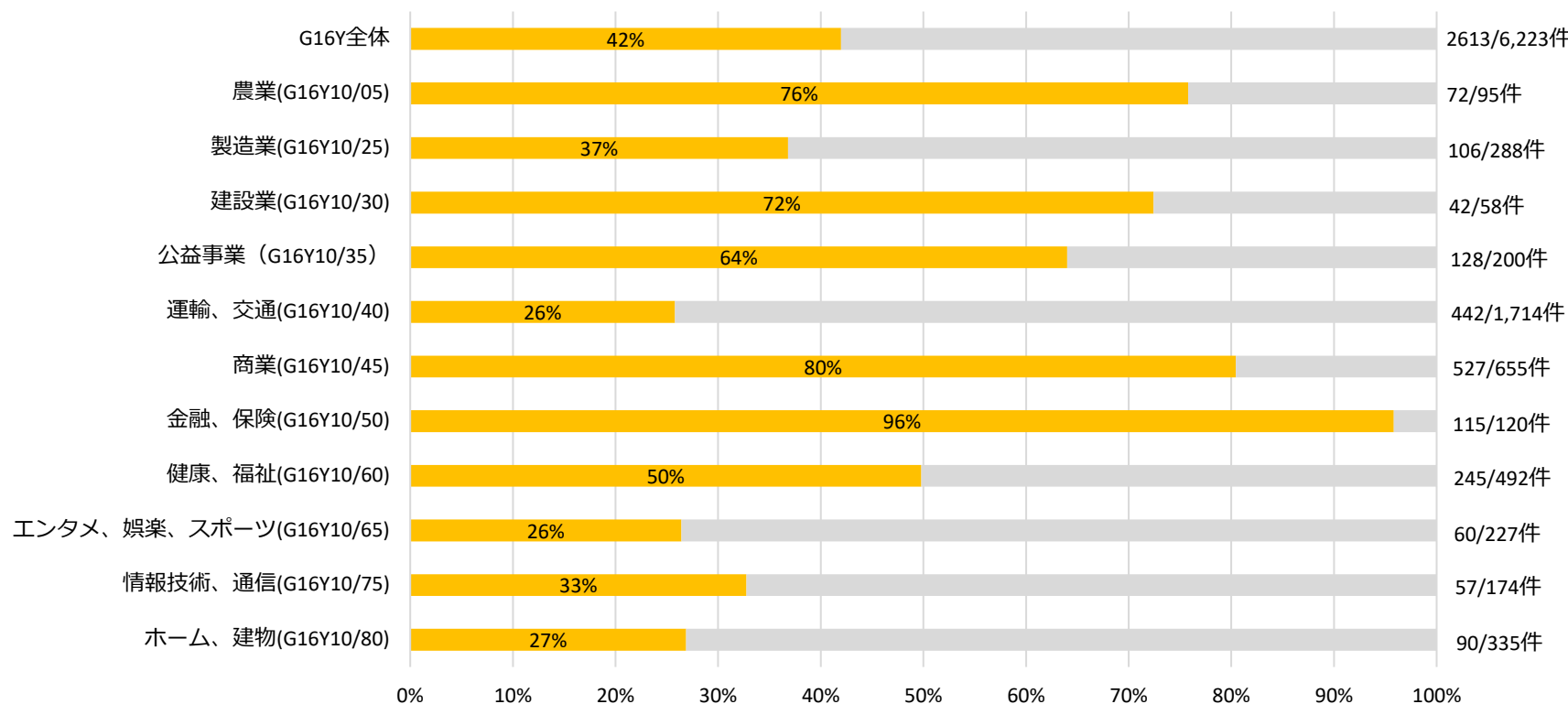
- 車両の周辺情報などを収集して活用（運輸用）
- 人に関する情報（生体情報など）を収集して活用（サービス業用、ヘルスケア用）
- 家電などの遠隔制御（家電用）

（備考）
・ G16Y10/00以下の各FIの件数
・ データ取得日は2024年8月5日

IoT×ビジネス関連発明

- IoT関連発明（G16Y付与文献）全体のうち、約4割がビジネス関連発明
- 下位分類では、特に金融、商業、農業、建設業の分野で、IoTを活用したビジネス関連発明の創出が目立つ

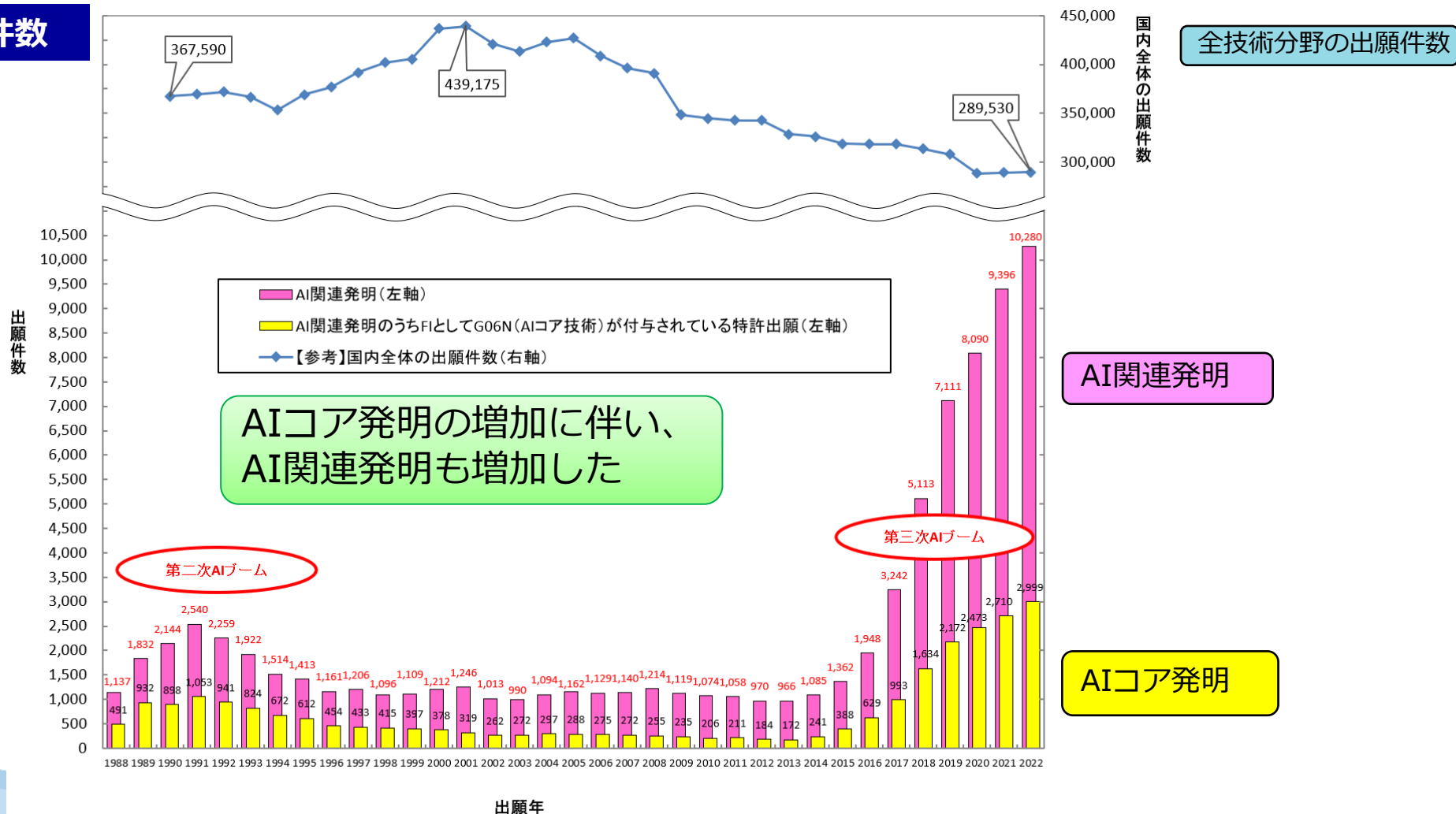
G16Y付与文献に占めるビジネス関連発明の割合



AI関連発明の出願状況

- 90年代の第二次AIブームにおいてピークを迎えた後、2014年まで横ばい
- 第三次AIブームに伴い出願が急増した（多数を占めるのはディープラーニングを含む機械学習）

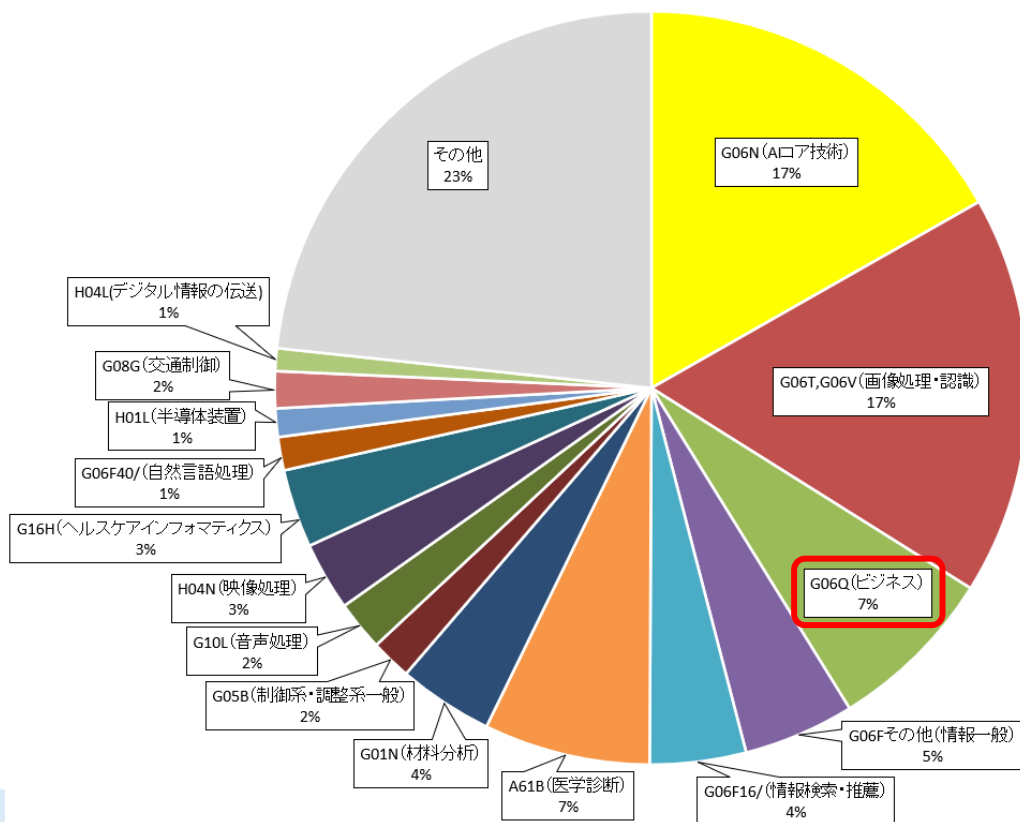
AI関連発明の国内出願件数



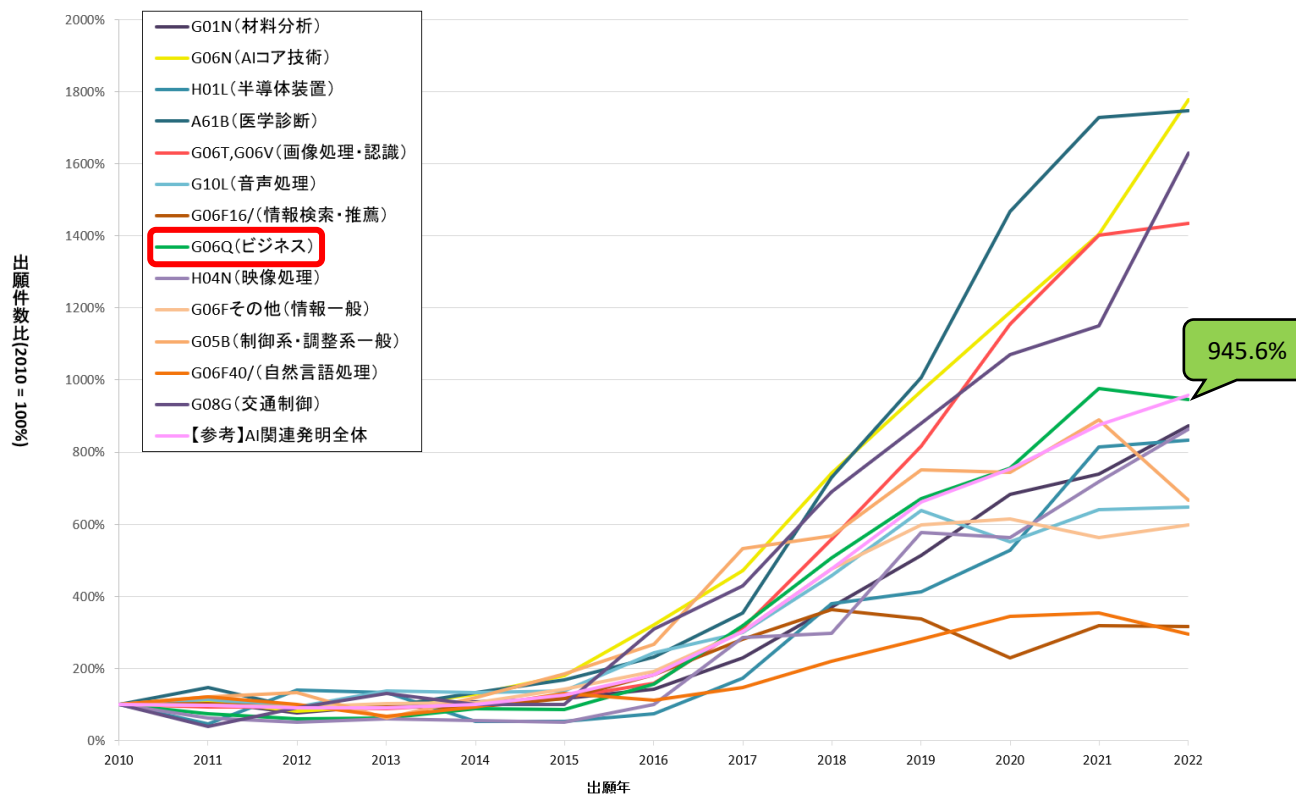
AI × ビジネス関連発明

- ビジネス関連は、画像処理に次ぐ、**AIの主要な適用先**
- ビジネス関連は、AI適用の伸び率が高い分野の一つであり、特に2016年以降、**ビジネス関連へのAI適用が急増**

AI関連発明の分野別出願件数（2022年）



分野別伸び率上位（2010年を100%）



1

ビジネス関連発明の概要

2

ビジネス関連発明の特許出願動向

3

ビジネス関連発明の利活用事例

4

ビジネス関連発明の特許取得の留意点

5

ビジネス関連発明の海外での審査実務

ビジネス関連発明の利活用事例①

★株式会社カブク（工場を持たないファブレス・ベンチャー） 

- 主な製品・サービス
 - 試作・特注品・量産のオンデマンド受託製造サービス
 - デジタル工場向け基幹業務クラウドサービス
- 知財戦略
 - AIやIoT、セキュリティにいたるまで幅広い範囲で特許を取得し、戦略的に特許ポートフォリオを構築

利活用事例

■ 大企業との協業のトリガーに

- 知財の獲得は、**大企業との事業連携や戦略的提携などの協業へのトリガー**として機能。特許ポートフォリオの構築は、連携先から**他社の権利を侵害しているリスクが少ない**として見られることとなり、同社の信頼性を確保する安心材料の一つとなっている。…逆に同社と近い事業を勝手に展開しようとする危険なのだと示唆することができるため、**連携に向けて有利に機能**する。…

■ 資金調達などへのインパクト

- 知財の取得は、**資金調達やM&A**などのベンチャーファイナンスでもポジティブな効果がある。

■ 戦略PRやブランディング、マーケティングツールとして活用

- スピードが命運を握るソフトウェア業界における知財は、他社による模倣の防止などといったその本来の目的だけではなく、**自社ブランディングや他社との位置づけを優位にするマーケティングツール**としての意味合いも大きい。

（出典）平成29年度特許庁「一步先行く国内外ベンチャー企業の知的財産戦略 事例集」より抜粋
https://www.jpo.go.jp/support/startup/document/index/h29_01_1.pdf

ビジネス関連発明の利活用事例②

★株式会社One Tap BUY（フィンテック・ベンチャー）



- 主な製品・サービス

- スマートフォンから1,000円単位で気軽に株式投資を楽しむことができるアプリ。

- 知財戦略

- 金融業界でもテクノロジーを軸とした独自性・競争力の強化が可能であると創業当初から考え、起業時点から積極的に知財戦略・活動を意識。創業当時から、特許になりそうな技術を契約する弁理士へすべて展開し、可能なものはすべて権利化するという方針をとっている。

利活用事例

- 大企業も意識した参入障壁の形成

- 大企業からの模倣の防衛策として多数の特許を取得したことにより、同アプリケーションについて強固な参入障壁が形成。結果として、大企業側が同社と連携してビジネスを展開していくことを目指した数々の協業オファーの聲がかかるようになってきている。自社特許を活用したライセンスビジネスの展開は日本国内では想定してこなかったが、こうした企業との協業も今後の展開として検討している。

- 大企業からの出資獲得

- ベンチャーキャピタルの他にも、ソフトバンク株式会社やみずほ証券株式会社などからの出資も獲得。こうした大規模な出資において、事業拡大前にコアな技術を権利化しているかどうか確認される。

1

ビジネス関連発明の概要

2

ビジネス関連発明の特許出願動向

3

ビジネス関連発明の利活用

4

ビジネス関連発明の特許取得の留意点

5

ビジネス関連発明の海外での審査実務

ビジネス関連特許を取得するための代表的要件

①発明該当性

特許法上の「発明※」であるか？

(特許法 2 条、29 条柱書)

②記載要件

発明は明確か？

(特許法 36 条)

③新規性、進歩性

これまでになく、容易に思いつかないものか？

(特許法 29 条 1 項、2 項)

発明は「**自然法則を利用した**技術的思想の創作」でなければならない。

ビジネス関連発明の場合、自然法則利用性を満たすために、**ソフトウェアによる情報処理がハードウェア資源を用いて具体的に実現**されていることが必要
→ 次のスライドにて解説

**通常の特許出願と同様に、
特許取得のためには、
すべての要件を満たす必要がある**

※特許法 2 条 この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。

参考：特許庁 特許・実用新案審査ハンドブック 附属書B 第1章コンピュータソフトウェア関連発明

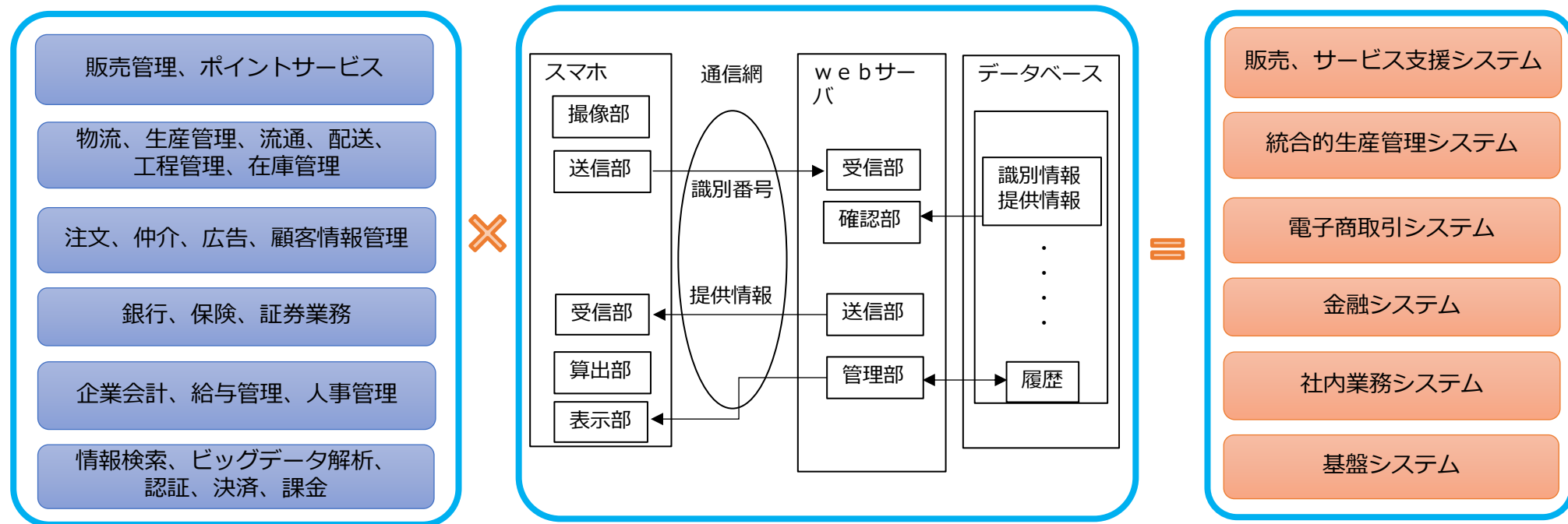
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/handbook_shinsa/document/index/app_b1.pdf

発明該当性に関して ～特許法で保護可能な「ビジネス関連発明」～

考え方

※Information and Communication Technology : 情報通信技術

- ・ ビジネス関連発明は、**ICT※を利用して**ビジネス方法を実現する発明
- ・ よってビジネス関連発明は、ソフトウェア関連発明の一種



ビジネス方法

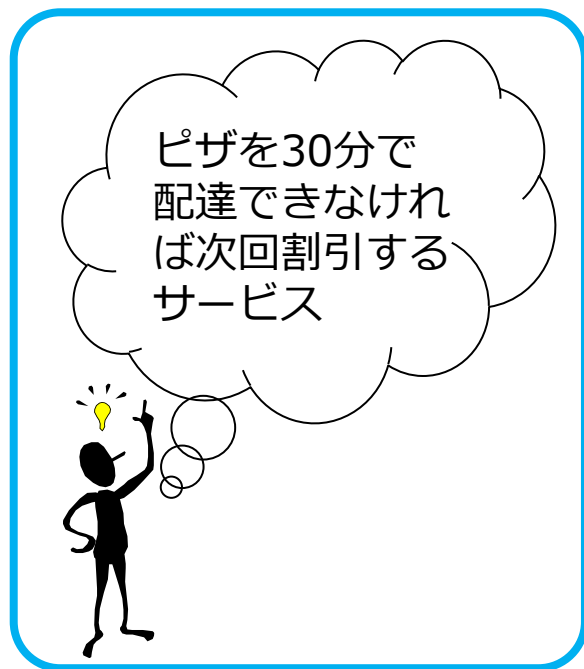
ビジネス方法それ自体は
自然法則を利用していない
→ 発明該当性×

ICT 必須！

ビジネス方法をICTによって実装
→ ソフトウェアによる情報処理がハードウェア資源を用いて具体的に
実現されている → 発明該当性○

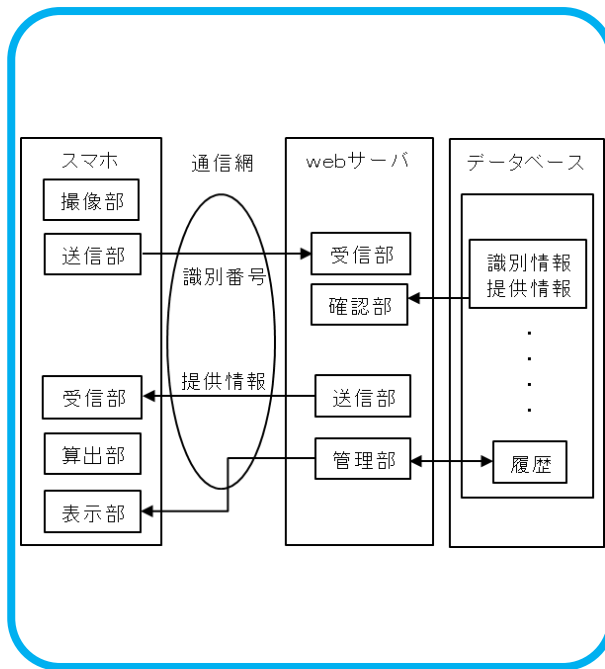
ビジネス関連発明

発明該当性に関して（具体例）



ビジネス方法

- ビジネス／サービスの方法の発案は、ICTや特定の技術の専門家でなくても十分可能。

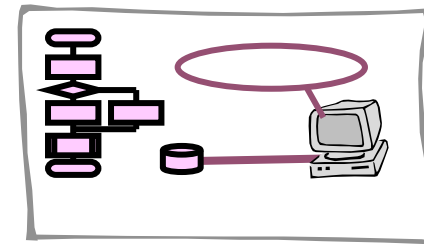


ICT

- ICT自体に新規性や進歩性は不要。既存のシステムやICTツール（クラウドサービスや汎用のAIツールなど）を活用してよい。



ピザの配達管理システム



- ・ ネットで注文受付
- ・ 配送先と配送時間をDB管理
- ・ 配送まで30分経過した場合、顧客DB上で、顧客に対して次回割引のクーポン情報を付与して管理

ビジネス関連発明

- ソフトウェアによる情報処理が、ネットワークやコンピュータを使って具体的に実現
= 特許の可能性あり

1

ビジネス関連発明の概要

2

ビジネス関連発明の特許出願動向

3

ビジネス関連発明の利活用

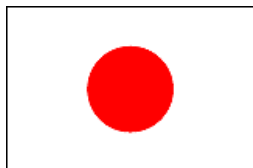
4

ビジネス関連発明の特許取得の留意点

5

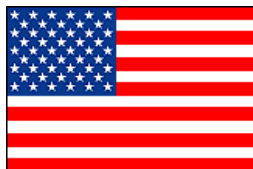
ビジネス関連発明の海外での審査実務

主要特許庁におけるソフトウェア関連発明の発明該当性



日本(JPO)

ソフトウェアによる情報処理が、ハードウェア資源を用いて具体的に実現されていること



米国(USPTO)

以下のいずれかを満たすこと（①→③の順に判断）

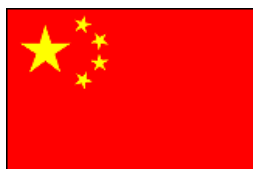
- ①自然法則、自然現象、抽象的アイデア（3つの司法例外）に該当しない（第1ステップ①）
- ②クレーム（請求項）が司法例外を「実用的な応用」に統合している（第1ステップ②）
- ③クレームは司法例外を顕著に超えたものを含む（第2ステップ）

2019年9月改訂の最新のガイドライン



欧州(EPO)

主題が具体的かつ技術的性質を含むこと



中国(CNIPA)

以下の3点を満たすこと

- (1)特許出願に記載されているものが技術的課題を解決するためのものである
- (2)技術的手段を採用している
- (3)技術的効果を奏する

中国：2023年の審査指南改訂により、「コンピュータプログラム製品」のクレームが特許権の保護対象とされる等の改正がなされる
→「コンピュータプログラム製品」請求項の権利化のハードル緩和



韓国(KIPO)

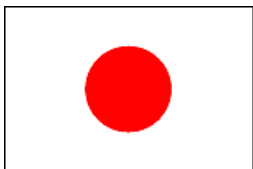
ソフトウェアによる情報処理が、ハードウェア資源を用いて具体的に実現されていること

（参考）

・各国における近年の判例などを踏まえたコンピュータソフトウェア関連発明などの特許保護の現状に関する調査研究報告書
（平成29年11月 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会）

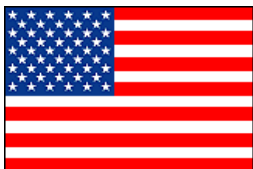
※なお、日本でいう発明該当性は、他国では一般的に、特許適格性（patent eligibility）や主題適格性（subject matter eligibility）などと表現される。

主要特許庁におけるソフトウェア関連発明の進歩性



日本(JPO)

特定分野の利用技術などを他の特定分野に適用することは、当業者の通常の創作活動の範囲内のもの「速く処理できる」、「大量のデータを処理できる」、「誤りを少なくできる」、「均一な結果が得られる」などのシステム化による一般的な効果は顕著な効果ではない



米国(USPTO)

コンピュータソフトウェアやビジネスモデルに特有のテストはない

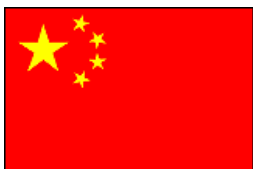


欧州(EPO)

技術的性質に貢献しない純粋に非技術的な特徴だけが相違点となる場合には、進歩性が否定される

欧州と中国：

発明が「技術的な」課題の解決に寄与していない場合、進歩性を認められにくい。



中国(CNIPA)

発明と引例との相違点に関し、引例技術と比較して、有益な効果を発揮するものの、その効果が非技術的である場合は、創造性なし



韓国(KIPO)

人間が一般的に遂行する業務をシステム化してコンピュータにより実現することは、通常のシステム分析手法及びシステム設計手法を利用した日常的作業で可能な程度のものであれば、当業者の通常の創作能力の発揮に該当

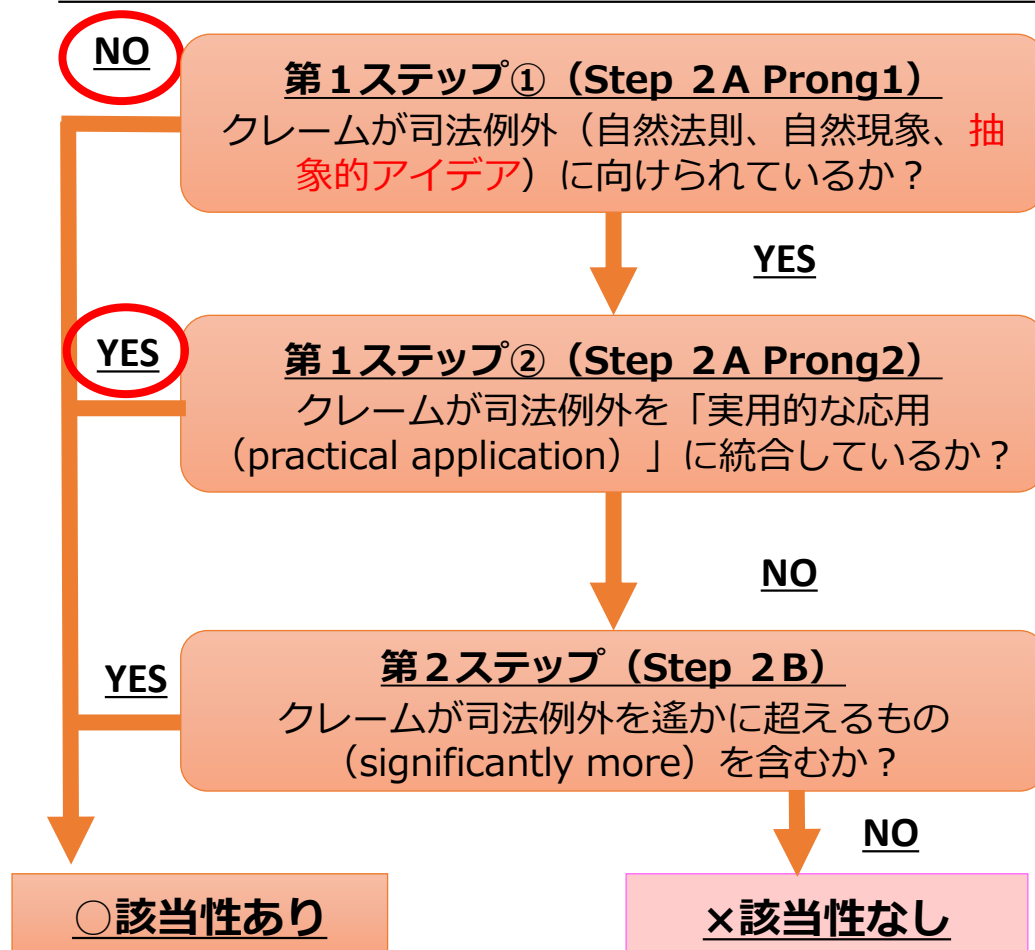
(参考)

・各国における近年の判例などを踏まえたコンピュータソフトウェア関連発明などの特許保護の現状に関する調査研究報告書 26
(平成29年11月 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会)

米国における発明該当性

- 最高裁(Mayo 2012, Alice 2014)が示した発明該当性の判断枠組みに基づいて、現在の審査実務が確立 (<https://www.uspto.gov/patent/laws-and-regulations/examination-policy/subject-matter-eligibility>)

米国における発明該当性の判断フロー（2019年9月改訂）



欧州特許庁における発明該当性

- 技術的性質(Technical character)

欧州特許庁審査ガイドライン Part G 第II章 3.6 コンピュータ・プログラム

- 第52条(2)の品目一覧には「コンピュータ・プログラム」が含まれているが、クレームされた主題が**技術的性質(Technical character)**を有する場合は、第52条(2)及び(3)の規定による特許性除外の対象とならない。

- 技術的性質の評価

欧州特許庁審査ガイドライン Part G 第II章 3.6 コンピュータ・プログラム

- **技術的性質**の評価は、先行技術を考慮することなく行われる。
- 技術的手段（既知のものであってもよく、例えば、コンピュータ、コンピュータネットワーク、プログラム記録媒体など）をクレームに含めることにより、クレームされた主題は**技術的性質**を備えることになる。
- コンピュータプログラムが更なる技術的効果をもたらす場合、特許保護の対象から除外されない。

技術的性質に貢献しない純粋な非技術的特徴は、進歩性判断において考慮されない

■ 発明の技術的特徴、非技術的特徴の特定

- クレームに記載された発明を以下の2つの側面に分けて考える
 - その発明の技術的性質に貢献する技術的特徴(Technical feature)
 - その発明の技術的性質に貢献しない非技術的特徴(Non-technical feature)

■ 発明の進歩性の判断(課題解決アプローチ) (審査ガイドライン Part G 第VII章 5.4)

- ① クレームの非技術的特徴を特定する
- ② クレームされた主題の技術的特徴に基づき、最も近い先行技術を選択する
- ③ その最も近い先行技術を踏まえて、発明により解決できる客観的な技術的課題を設定する
 - 最も近い先行技術との相違に技術的特徴が含まれている場合、技術的性質に貢献しない非技術的特徴に基づいて当業者に与えられる「要求仕様 (requirement specification)」を考慮した上で、客観的な技術的課題を設定する。
 - 最も近い先行技術との相違が純粋に非技術的特徴のみであれば、客観的な技術的課題を設定することができず、進歩性が否定される。
- ④ 最も近い先行技術を出発点として、上記客観的な技術的課題を解決するために、クレームされた発明が当業者にとって自明であったか否かの判断を行う

欧州特許庁におけるビジネス関連発明の判断事例

【請求項】

注文コードを含む注文情報をコンピュータに入力するステップ、
前記コンピュータに前記注文情報を格納するステップ、
前記注文コードを含む前記注文情報を中央管理コンピュータ処理ユニットに
伝送するステップ
から構成されるコンピュータ実装された注文方法。

①クレームに技術的手段（コンピュータ）が記載されているので、発明該当性を満たす。

技術的特徴

情報をコンピュータに入力するステップ、
情報をコンピュータに格納するステップ、
前記情報を中央管理コンピュータ処理ユニットに伝送するステップ
から構成されるコンピュータ実装された方法。

非技術的特徴

注文情報を入力すること
前記注文情報は注文コードを含むこと
前記注文情報を中央管理処理ユニットに送ること。

②進歩性の判断において、クレームされた発明の非技術的特徴は無視される。
ただし、非技術的特徴が技術的性質に貢献する場合は、判断対象となる。

進歩性において
評価しない

進歩性の評価対象

⇒ただし、ビジネス関連発明では、進歩性の評価対象として周知のコンピュータシステムしか残らないことも多く、その場合は進歩性を満たすのは難しい。

まとめ

- ビジネス関連発明の特許出願は2012年以降増加中
 - 特許査定率も他の技術分野と同等
 - 全世界的に出願件数は増加傾向であり、特に中国での出願件数急増が目立つ
- ビジネス関連発明の出願では、発明該当性に特に留意
- 海外に出願する際は、審査実務が相違することにも留意

<参考情報>

- ①出願動向： ビジネス関連発明の最近の動向について
<https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/biz_pat.html>
- ②審査に関して： 「特許・実用新案審査ハンドブック」附属書B 第1章コンピュータソフトウェア関連発明
<https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/handbook_shinsa/document/index/app_b1.pdf>

ありがとうございました

特許庁審査第四部審査調査室

